



保総発第 0214003 号
保保発第 0214002 号
平成 20 年 2 月 14 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局総務課長



厚生労働省保険局保険課長



被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「健
保法等改正法」という。）第 7 条による改正後の高齢者の医療の確保に関す
る法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第
99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者（以下「被扶養者であ
った被保険者」という。）については、後期高齢者医療制度において新たに保
険料負担が生じることにかんがみ、後期高齢者医療の被保険者となった日の
属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、保険料の減額賦課が行われ
ることとなっている。なお、平成 20 年度においては、制度の円滑な施行の
ため保険料負担を凍結する激変緩和措置を講じる方針である。

これらの軽減措置を実施するに当たっては、保険料を賦課する各都道府県
の後期高齢者医療広域連合において、当該被扶養者であった被保険者に該
当する旨の確認を行う必要があるが、その際、高齢者の医療の確保に関する
法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 116 条の規定により、
保険者が被扶養者であった被保険者に係る情報を社会保険診療報酬支払基金
（以下「支払基金」という。）を経由して後期高齢者医療広域連合に対して
通知することとされている。この通知に関する具体的な取扱いについては、
下記によることとしたので、各健康保険組合におかれては、その事務が円滑
に進められるよう配慮されたい。

なお、別紙のとおり Q&A を作成したので参考とされたい。

記

第 1 通知内容及び通知方式

各健康保険組合が支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ通知する被扶養者であった被保険者に係る情報（以下「通知情報」という。）の内容は次のとおりであること。

なお、通知内容の詳細及び通知方式については、別添「高齢者の医療の確保に関する法律第138条に基づく被扶養者情報提供に係る方式及び規格」を参照されたいこと。

- 1 被扶養者であった被保険者の氏名、性別及び生年月日
- 2 被扶養者でなくなった日（※）
- 3 その他別添中第1章1(2)イ（エ）b 被扶養者情報レコードに掲げる必須事項

（※）①昭和8年4月1日以前に生まれた者については平成20年4月1日を、②昭和8年4月2日以後に生まれた者については次に掲げる者の区分に従い、当該区分に掲げる日をいう。

イ 健保法等改正法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前老健法」という。）第25条第1項第2号の規定による市町村長の障害認定を受けている者であって健保法等改正法附則第37条第2項の規定により高齢者医療確保法50条第2号の規定による後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者とみなされるもの 平成20年4月1日

ロ イ以外の者 75歳に達した日又は高齢者医療確保法第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた日

第2 通知スケジュール

- 1 各健康保険組合から支払基金への通知情報の引渡し期日は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。

(1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者（昭和8年4月1日以前に生まれた者又は同月2日以後に生まれた者であり、かつ、改正前老健法第25条第1項第2号の規定による市町村長の障害認定を受けている者であって健保法等改正法附則第37条第2項の規定により高齢者医療確保法50条第2号の規定による後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者とみなされるもの） 平成20年4月15日

(2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者（昭和8年4月2日以後に生まれた者であって、75歳に達したもの又は高齢者医療確保法第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたもの） 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月10日

- 2 支払基金から後期高齢者医療広域連合への通知情報の引渡し期日は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。

- (1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 平成20年4月30日
- (2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月20日

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供 Q&A

問1 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者資格を取得する被扶養者であった被保険者について、被用者保険における資格喪失年月日はいつか。

(答)

平成20年4月1日となる。

問2 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、75歳の誕生日を迎えた者及び65歳以上74歳以下の障害認定を受けた者に係る情報ということで良いか。

(答)

お見込みのとおり。

問3 被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、後期高齢者医療広域連合の被保険者台帳と突合の結果、該当者が不明である場合、保険者へ直接問い合わせることと良いか。支払基金を通じて問い合わせることとなるか。

(答)

保険者へ直接問い合わせることとなる。

問4 65歳以上74歳以下の障害認定を受けた者については、保険者側で、認定を受けたことを、どのように把握することとなるのか。

(答)

75歳に到達した場合と同様に、本人からの届出をもって把握することとなる。

問5 被用者保険の被保険者本人であった者に係る情報も、保険者から通知されることとなるか。

(答)

被保険者本人であった者に係る情報は、通知されない。

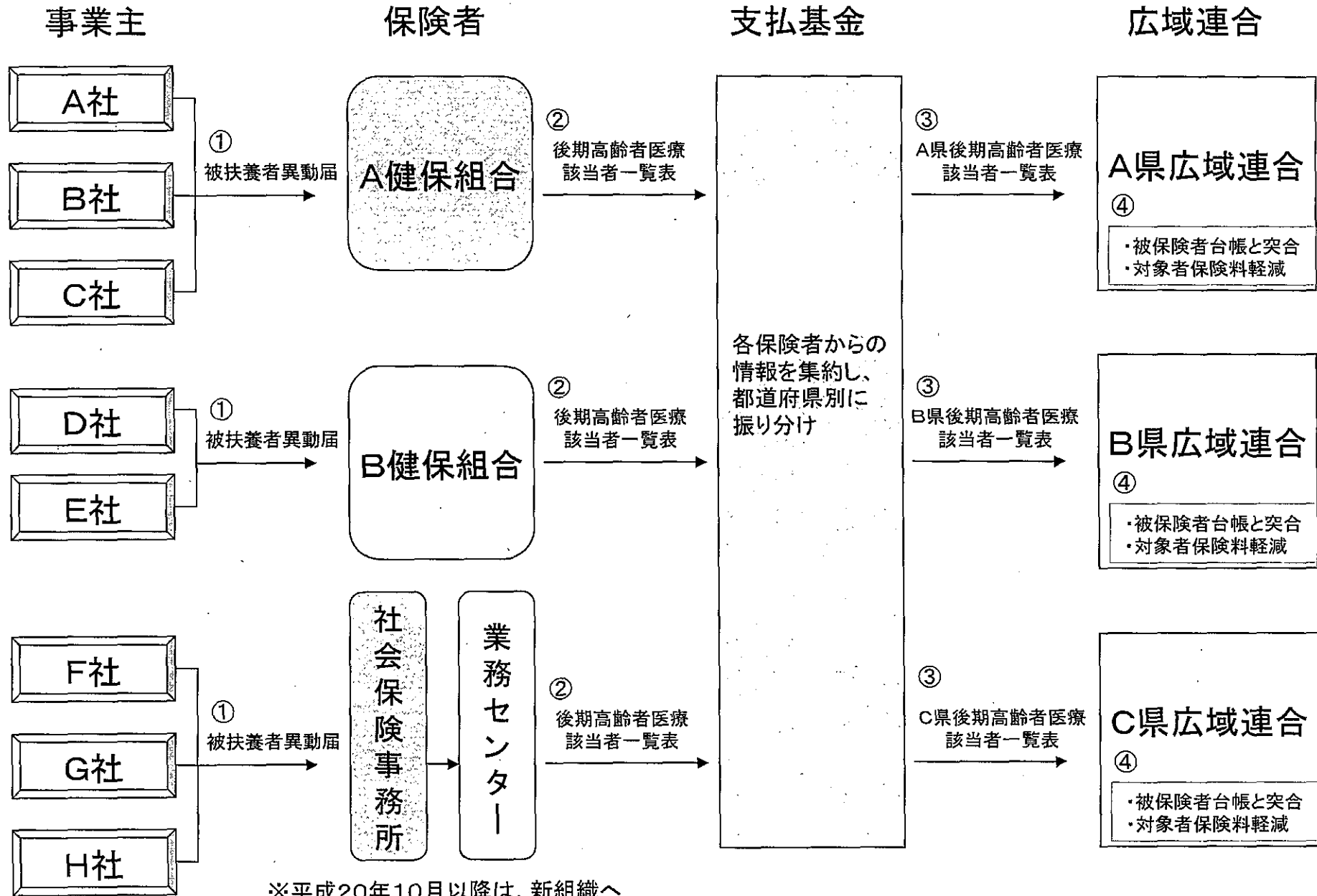
問6 被扶養者の資格喪失時の被保険者からの届出が遅れた場合等、保険者から支払基金への通知情報の引渡しが期日に間に合わない場合が想定されるが、その場合であっても、当該者が後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月10日までに支払基金へ通知情報を引渡す必要があるのか。

(答)

保険者から支払基金への通知情報の引渡しについては、被扶養者の資格喪失に係る被保険者からの届出をもって資格喪失を確認した後に行うこととなる。したがって、被保険者からの届出が遅れたこと等により資格喪失の確認が遅れた場合については、資格喪失の確認後に到来する引渡し期日において、支払基金へ通知情報を引渡すこととなる。

被扶養者リストの流れ

(参考資料)



被扶養者リストの流れ(スケジュール)

(参考資料)

○被扶養者リストの基本的な流れは以下のとおり。

- I. 事業主は、資格喪失に該当した被扶養者の被扶養者異動届を、随時保険者へ送付する。
- II. 各保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったことにより提出された被扶養者異動届に記載された被扶養者情報を、一覧表(原則、電子媒体)として作成した上で、支払基金へ送付する。
- III. 支払基金は、各保険者より得た被扶養者情報を集約し、都道府県別に振り分けて各広域連合へ送付する。
- IV. 広域連合は、支払基金から送付された情報を被保険者管理台帳(履歴)と突合して、被扶養者であった者を特定し、当該者の保険料額を減額する。

1. 経常時における被扶養者情報伝達スケジュール

経常時におけるスケジュールについては、①保険者において月末締めとする場合が多いこと、②支払基金での処理時間に10日程度要すること、及び③広域連合における月割賦課に係る月次処理が月末であることから、上記 I からIVの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 前月1日～前月末日までの資格喪失者に係る被扶養者情報を、各月10日まで※1に支払基金へ送付
- III. 10日までの受付情報を各月20日まで※1に広域連合へ送付
- IV. 各月末日までに月割賦課

※1 土・日・祝の場合は、その前日

2. 制度施行時(平成20年4月)における被扶養者情報伝達スケジュール

制度施行時においては、対象者が多いことにより各保険者及び支払基金の業務量が膨大であることを勘案し、上記 I からIIIまでの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 平成20年4月1日資格喪失者に係る被扶養者情報を、平成20年4月15日までに支払基金へ送付
- III. 平成20年4月15日までの受付情報を平成20年4月30日までに広域連合へ送付
- IV. 確定賦課にて減額賦課(暫定賦課を行わない場合)